

旭川子ども総合療育センター清掃業務処理要領

この要領は、業務の概要を示すものであり、実施に当たっては、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ、軽微な部分で、委託者が必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 範囲

別紙図面のとおり

2 清掃区分

清掃区分は、日常清掃、定期清掃に区分する。

3 清掃業務を実施する日時及び内容

(1) 日常清掃

① 日常清掃は、おおむね次に掲げる作業を行うものとする。

項目	内容
床の清掃	<ul style="list-style-type: none">・床掃きは、乾式モップ等を用い、たやすく移動できる椅子その他の物を移動し、丁寧に実施すること。その際、汚れの甚だしい箇所は、モップを用い、水又は薬液で拭き取ること。・病棟トイレは、特に念入りに清掃すること。・絨毯敷きの床及びタイルカーペットは、掃除機を用いて清掃すること。・ウレタンマット等は水又は適正な薬液により汚れを拭き取ること。・タイル床は、デッキブラシ等により清掃すること。・食堂(児童)は食事終了ごとに行うこと。(4回/日)
窓枠・扉・壁の清掃	<ul style="list-style-type: none">・手の届く範囲で塵払い・結露取りを行い、必要な部分は乾拭き又は専用洗浄液等により拭き掃除をすること。・天井との境目部分の埃をはたき等で除去すること。(1回/月)
ドアノブ・手摺りの清掃	手の届く範囲で乾拭き又は専用洗浄液等により拭き掃除をすること。
ゴミ処理	・屑籠内の屑物は回収し、所定の塵捨て場へ搬出すること。
汚物の処理	・トイレ内の汚物又はその他の汚物は、容器等(ゴミ袋)のまま回収し、所定の場所に搬出すること。
衛生陶器の清掃	<ul style="list-style-type: none">・便器は、消毒液又は石鹼水をつけ、タワシ等で掃除すること。(2回/日)・特殊排泄ベッドのマットは取り外し洗浄すること。(1回/月)
衛生消耗品の補充	<ul style="list-style-type: none">・トイレトーパー・ペーパータオルを補充すること。・ペーパータオルは洗面台、流し等のある全ての場所に置くこと。
洗面台・流し台・鏡清掃	<ul style="list-style-type: none">・洗面台及び流し台は、研磨剤又は石鹼水を用いてスポンジ等で汚れを除去し、常に水洗いすること。・鏡は水又は適正な洗剤を用いてタオル等で汚れを拭き取ること。
什器・備品清掃	<ul style="list-style-type: none">・什器・備品は、タオル等を用いて水又は適正な薬液を用いて汚れを拭き取ること。・手の届く範囲で上部の埃を拭き取ること。
テーブル・机上清掃	<ul style="list-style-type: none">・食堂、病棟、各診療室、各リハビリテーション室及び必要と思われる部屋のテーブル、机上をタオル等を用いて水又は適正な薬液を用いて汚れを拭き取ること。

浴室・浴槽の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の床、壁面及び浴槽は石鹼水又は薬液等で丁寧に拭き取ること。(病棟浴室は使用した日について実施すること。) ・浴室内のマット・洗面器等の備品は洗浄し、カビ等の発生に気を付けること。 ・浴室天井の照明カバーを取り外し洗浄すること。(1回/6月)
----------	---

②各作業場所における床等の具体的な清掃方法は、別紙1のとおりとする。また、清掃回数は仕様書のとおりとする。

(2) 定期清掃

①定期清掃は、おおむね次に掲げる作業を行うものとする。

項目	内容
ブラインド清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回各部屋にあるブラインドを適正な薬液を用いて埃、汚れを拭き取ること。 ・実施期間は5月中とする。 ・定期清掃の順序等は、あらかじめ業務担当員に日程表を提出し、各部分別に行い、業務に支障がないようにすること。
吸出口・吸込口・換気扇清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・日常手の届かない箇所を、脚立を用いて年1回実施すること。 ・実施時期は6月中旬から7月上旬とする。 ・吸出口・吸込口・換気扇の清掃は、取り外しのできるものは取り外し、埃等を払い、洗剤水等により汚れを取り除くこと。 ・実施日程については、業務担当員と事前に打ち合わせをすること。
ガラス・網戸清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスは洗剤を用い窓の内外両面を実施すること。 ・網戸は、埃等を除去すること。 ・清掃箇所については、全体のガラス及び網戸について5月中に実施すること。 ・病棟の内側部分のガラスについて10月中に実施すること。 ・ガラス及び網戸の取扱には十分留意し、破損しないように心がけることとし、高所での作業に細心の注意を払うこと。 ・実施日程については、業務担当員と事前に打ち合わせをすること。

②各作業所における清掃回数は、仕様書のとおりとする。

4 作業の順序及び方法

- (1) 作業実施の順序及びその方法等については、本要領によるほか、あらかじめ業務担当員と打合せの上、実施すること。
- (2) 平成5年2月15日指第14号「病院、診療所等の業務委託について」厚生省健康政策局指導課通知に基づき業務を実施すること。
- (3) 手術室等の清潔区分の清掃を行う場合には、当該施設を病原菌等で汚染しないよう、入室時の手洗、ガウンテクニックを行うほか、清掃用具は専用のものを使用すること。
- (4) 感染症発生時は、別記「感染症発生時の留意事項」を参照し清掃を行うこと。

5 作業員の配置

清掃業務の実施に当たっては、この要領に示す業務の処理に必要な適正な数の作業員を配置すること。

6 作業員の服装等

清掃作業員は、常に清潔な作業衣服を着用するとともに胸に会社名を表示し、特に言葉遣い、態度等に十分留意すること。

7 使用材料

塗布材料及び薬液などの使用材料は、日本工業規格品を使用することとし、特に入手困難なものがあるときは、前記規格品と同等以上の品質と認められるものを使用すること。

8 清掃用具の取扱について

- (1) 清掃用具は、取扱が便利で作業効率が良く、清潔が保ちやすいものを使用すること。
- (2) 清掃用具は、休憩時間に作業場所に放置しないようにし、清掃終了後は速やかに所定の場所に格納すること。
- (3) 清掃用具は定期的に除菌及び漂白をして使用することとし、所定の場所に限定使用すること。
- (4) バケツ等の容器はよく洗い、乾燥させる等清潔な状態で保管すること。
- (5) 使用したモップ・雑巾等は、よく洗い、毎日持ち帰るなどして乾燥させたものを使用すること。

9 費用の負担

清掃業務の処理を行うために必要な機材及び薬剤等の消耗品は、一切受託者の負担とする。

(トイレットペーパー・ペーパータオル等の衛生消耗品及び感染予防のために支給する消毒液・手袋等を除く。)

10 施設の使用等について

- (1) 清掃作業上必要な電気及び水道の費用は、委託者の負担とする。なお、使用に当たっては極力節約に努めること。
- (2) 第7条第1項で指定する室は、別図に示す室とする。

11 委託業者への引継ぎ

受託者は、受託業務の円滑な遂行を継続的に維持するため、受託期間の終了前に新たなほかの受託者が決定した場合には、その新たなほかの受託者に対して、「委託契約書」及び「清掃業務処理要領」に基づき、又は必要に応じて実地に受託業務全般にわたる引継ぎを行うものとする。

なお、この受託業務の引継ぎに当たっては、現在の受託業務に支障を来さないよう万全を期すこと。

12 実施の報告

- (1) 受託者は、日常清掃及び特別清掃の終了後、別紙様式に定める作業日誌を提出し、委託者の確認を受けなければならない。
- (2) 受託者は、作業実施中に備品及び設備を破損し、又は破損箇所を発見した場合は、速やかに業務担当を通じ委託者へ報告の上、その指示に従わなければならない。

13 その他

- (1) 清掃作業員について、年1回以上の健康診断を実施し、その結果を速やかに業務担当員に報告すること。
- (2) 不明な点は、業務担当員と打合せの上、作業を実施すること。
- (3) この要領に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(別紙1)

1 トイレ

- ・出入口のシャワーカーテンは専用洗浄液等により拭き掃除すること。

2 浴室(タイル)

- ・専用洗剤を用いてスポンジ・デッキブラシ等で清掃すること。また、カビの除去を定期的に行うこと。
- ・使用した日について行うこと。

3 生活棟

- ・清掃時間は、午前8時からとする。
- ・診察時、回診時又は患者が安静を要する時は避け、後刻清掃を行うこと。
- ・手すり、ドアノブについては器材清拭・除菌用ウェットクロスにより拭き掃除すること。
- ・月1回床頭台の上の埃を除去すること。

4 中材・手術室

- ・毎日(土・日・祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く)午前8時30分までに終了すること。
- ・手術室専用の掃除用具を用いて清掃すること。

5 親子棟

- ・清掃時間は、午前8時からとする。
- ・リハビリテーション室のウレタンマットは水又は薬液により汚れを拭き取ること。
- ・ナースステーション、職員休憩室、診察室、トイレの清掃は毎日実施すること。
- ・手すり、ドアノブについては器材清拭・除菌用ウェットクロスにより拭き掃除すること。
- ・親子棟居室(タンチョウ・クジャクを除く)の清掃は、親子入院の退院後から次の入院の間までに行うこと。(入院期間及び使用する部屋数については、親子入院期間表のとおり)退院後の清掃においては、ドアノブを器材清拭・除菌用ウェットクロスにより拭き掃除すること。
- ・親子棟居室(タンチョウ・クジャク)、リハビリテーション室、処置室、リハ収納庫、食堂、浴室、洗濯室は親子入院期間中及び入院期間以外の平日に行うこと。
- ・親子入院期間以外の平日の清掃については、最小限のものであり、状況を把握して必要と思われる場所の清掃を行うこと。
- ・食堂は食事(朝食・昼食)の後、清掃を行うこと。(2回/日)

6 各部門

- ・各執務室、各診察室、外来、各リハビリテーション室、会議室等の清掃は毎日(土・日・祝日及び年末年始を除く)午前8時30分までに終了すること。
- ・各診察室、外来、各リハビリテーション室の廊下に面した扉は専用洗浄液等により拭き掃除をすること。(1回/月)
- ・女子ロッカー室、男子ロッカー室、女子更衣室、男子更衣室の清掃は、職員更衣の支障とならない時間帯に行うこと。
- ・理学療法室等、各リハビリテーション室については、訓練中であっても業務担当員の指示に従って実施すること。
- ・リハビリテーション室等のウレタンマットは、水又は薬液により汚れを拭き取ること。
- ・風除室1・2、庶務課、コピー室、操作室、宿直室、小会議室、図書室、医局、大会議室のタイルカーペットは、掃除機を用いて掃除すること。

7 生活棟食堂

- ・床面は塵・泥等を乾式モップ等又は掃除機等により除去し、モップを用い水又は薬液で汚れを拭き取ること。
- ・児童の食事及びおやつの終了後行うこと。
- ・夕食後は下膳作業を行い、その後清掃を行うこと。
- ・食堂のテーブルはその都度水拭きを実施すること。なお、昼食、おやつ、夕食については、使用前にも消毒液又は石鹼液でテーブルの清掃をすること。
- ・食堂のテーブルは前記のほか、週1回適正な洗剤で汚れを拭き取ること。
- ・実施時刻は次のとおりとする。

朝食	8:00～ 9:00
昼食	13:00～14:00
おやつ	15:00～15:30
夕食	17:30～18:30

(別記)

感染症発生時の留意事項

院内で感染症が発生し、隔離した病室を清掃する場合は、感染の拡大を防止し、清掃者の健康を守るため、次の手順を遵守すること。

- 1 清掃を行うときは、看護師の指導の下で行う。
- 2 病室に入る前に手洗いをを行い、速乾性手指消毒剤を使用する。別にセンターが支給するガウン、マスク、手袋を着用する。
- 3 棚、テレビ等はアルコールまたは0.02%以上の次亜塩素酸ナトリウムで拭き掃除、床清掃はホーキーを使用し、テラリンで清掃し、使用後の消耗品はハザードボックスに捨てる。
- 4 床などが血液、体液等で汚染されたときは、ペーパータオルで拭き取り、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで清拭消毒し、その後水拭きする。
- 5 病室から出るときは、着用していたガウン、マスク、手袋をハザードボックスに捨てる。速乾性手指消毒剤で手指を消毒後、病室を出る。
- 6 病室を出た後、手洗いをを行う。